

平成28年3月8日

日本公認会計士協会  
会長 森 公高

## 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受けて

本日、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」は、同懇談会提言「-会計監査の信頼性確保のために-」を公表した。提言は、昨年の10月に同懇談会が設置されて以降、同懇談会の参加者が、会計監査を取り巻く環境の変化や最近の不正会計事案の要因等を踏まえ、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて、幅広く行った議論を取りまとめたものである。提言では、講ずるべき取組みとして、5つの柱に整理の上、具体的な施策が記載され、会計監査に関わる関係者が、これらの提言の実現に取り組むことを求めている。

会員においては、職業的懐疑心を十分に発揮し、真摯に監査業務に取り組むことはもちろんのこと、提言の趣旨を十分に理解の上、今後の議論を注視するとともに、適時に適切な対応が可能なように、あらかじめ準備を進めることを期待する。

また、提言の「おわりに」において、「監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する」、「企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる」、「このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる」といった好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれている。会員は、十分に認識の上、好循環の確立に向け鋭意努力することを強く期待する。

当協会は、提言で求められている、自主規制機能の強化、監査におけるITの活用、公認会計士資格の魅力の向上など、直ちに実施可能なものについては速やかに実施に向けた作業を進めるとともに、我が国の資本市場における情報の信頼性確保のため、監査制度及び監査環境の整備・充実に必要な施策に、更に一層、取り組む所存である。

以 上